

## 公告

### 南三陸町制限付き一般競争入札公告

制限付き一般競争入札を次により執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び南三陸町財務規則（平成17年南三陸町規則第32号）第91条の規定により、公告する。

平成29年11月15日

南三陸町長 佐藤 仁

#### 1 入札に付する事項

- (1) 業務名 南三陸町学校給食調理業務等委託
- (2) 業務場所 南三陸町志津川字新井田地内
- (3) 業務内容 別に定める「南三陸町学校給食調理業務等委託仕様書」のとおり
- (4) 履行期間 平成30年3月1日から平成35年3月31日まで（平成30年3月1日から同月31日までは、習熟期間としての履行行為とする。）

#### 2 入札参加資格

この公告の公告日において、次の要件を全て満たしていることを条件とする。

- (1) 宮城県内に、本社、支社、営業所等のいずれかを有すること。
- (2) 宮城県内の学校給食に関わるドライ方式の大量調理施設における調理業務（1回につき1,000食規模以上）の受託実績を複数有すること。
- (3) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可を受けていること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しないものであること。
- (5) 南三陸町入札参加業者指名停止要領（平成17年南三陸町訓令第37号）による指名停止の期間中にある者でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがされていない者であること。

- (8) 南三陸町暴力団等排除条例（平成24年南三陸町条例第30号）第2条の規定に該当しない者であること。
- (9) 過去3年以内に学校給食業務において食品衛生法に基づく営業処分を受けていない者であること。

### 3 入札手続等

#### (1) 入札参加申請書類の交付等

##### ア 交付期間

平成29年11月15日（水）から同月22日（水）までの期間の各日午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

##### イ 交付場所

南三陸町学校給食センター（本吉郡南三陸町歌津字吉野沢61番地1）

#### (2) 仕様書等の閲覧

##### ア 期間

平成29年11月15日（水）から同年12月1日（金）までの期間の各日午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

##### イ 閲覧場所

南三陸町学校給食センター

##### ウ 質問

仕様書等について質問がある場合は、閲覧場所に備付けの質問書に記入し、平成29年11月21日（火）午後5時までに南三陸町学校給食センターへ提出すること。

##### エ 質問に対する回答

平成29年11月24日（金）午前9時から午後5時までの間、南三陸町学校給食センターにおいて閲覧による。

##### オ 仕様書等の交付

貸出しによる。ただし、貸出時間は4時間以内とし、その日の閲覧終了時刻までに返却すること。

#### (3) 入札執行の日時及び場所

##### ア 日時

平成29年12月4日（月）午前11時

##### イ 場所

南三陸町役場3階会議室

#### 4 入札参加資格の承認申請

##### (1) 申請書類

入札に参加しようとする者（以下「入札参加申請者」という。）は、次に掲げる書類について、それぞれ正副2部を持参により提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。

- ア 制限付き一般競争入札参加確認申請書
- イ 国税に滞納がない旨の証明書の写し
- ウ 都道府県・市区町村の法人事業税、法人住民税及び固定資産税に滞納がない旨の証明書の写し
- エ 食品衛生法に基づく営業許可証の写し
- オ 食品衛生法に係る誓約書
- カ 学校給食調理業務実績調書
- キ 配置予定有資格者調書
- ク 入札参加申請者の所在地及び名称を記載した返信用封筒（1通）
- ケ 南三陸町学校給食調理業務等委託一般競争参加資格審査申請書（南三陸町競争入札参加資格登録を有しないものに限る。コからツまでにおいて同じ。）
- コ 実績調書
- サ 営業所一覧
- シ 使用印鑑届
- ス 委任状（受任者を置く場合）
- セ 誓約書
- ソ 登記簿謄本の写し
- タ 財務諸表（直前年度決算分のみ）・決算書の貸貸対照表及び損益計算書の写し
- チ 印鑑登録証明書の写し
- ツ 事業者概要（任意形式）

##### (2) 受付期間及び場所

###### ア 受付期間

平成29年11月15日（水）から同月22日（水）までの各日午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

###### イ 受付場所

南三陸町学校給食センター

##### (3) 入札参加資格審査の結果の通知

入札参加申請者に対し、平成29年11月30日（木）までに通知する。  
この場合において、入札参加資格を有すると認められなかった者は、町長に対し書面により、当該認められなかった理由の説明を求めることができる。

## 5 入札方法等

- (1) 電報、ファクシミリその他の電気通信による入札は、認めない。
- (2) 入札の執行においては、入札書に記載された金額に100分の108を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者が入札書に記載する金額は、入札者が消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する額とすること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の8第4項の規定による再度の入札は、2回に限りこれを行うものとする。

## 6 入札保証金

免除する。

## 7 入札の無効等

- (1) 正当な理由なく所定の時刻までに入札の会場に入らなかった者は、失格とする。
- (2) この公告に示した入札参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者のした入札及び南三陸町財務規則第95条に該当する入札は、無効とする。
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札は、無効とする。

## 8 落札者の決定

- (1) 予定価格の限度の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札をしたものを落札者とする。
- (2) 最低制限価格を設定することとし、当該最低制限価格より低い金額の入札をした者は失格とする。
- (3) 再度の入札の結果、落札者が決定されなかった場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約により契約を締結することがある。

## 9 契約保証金

落札者は、南三陸町財務規則第105条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納付すること。ただし、同規則第106条第1項

の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

10 その他

不明な点については、当町担当に照会すること。

南三陸町学校給食センター 担当者 山内 啓文

電 話 0226-36-3851

FAX 0226-36-3852